

申請	年月日	申請者	申請内容	査定
申請	令和5年2月17日	神奈川中央交通 (株) 取締役社長 ほり やすのり 堀 康 紀	[対キロ区間制] 基準賃率 33円20銭 2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍 2.0 km をこえ 5.0 km まで : 基準賃率の 1.00 倍 5.0 km をこえ 10.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍 10.0 km をこえ 15.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍 15.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍 初乗運賃 180円	申請どおり
諮問	令和5年3月13日	資本金 3,160百万円 株主 小田急電鉄(株) (株)横浜銀行 日本マスタートラスト信託銀行(株) 横浜ゴム(株) (株)日本カストディ銀行 三井住友信託銀行(株) 朝日生命保険相互会社 第一生命保険(株) (株)日本カストディ銀行(信託口) 明治安田生命保険相互会社	[対キロ区間制] 基準賃率 45円20銭 2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍 2.0 km をこえ 5.0 km まで : 基準賃率の 1.00 倍 5.0 km をこえ 10.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍 10.0 km をこえ 15.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍 15.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍 初乗運賃 230円	

Ⅱ. 申請理由（事業者のプレスリリースより抜粋）

弊社は1997年4月1日実施の前回改定（消費税率引上げによるものを除く。）から、約26年間、安全運行を最優先させつつ、路線網の拡充や利用者利便策の充実を図り、お客様の大切な交通手段を確保してまいりました。しかしながら、この間、社会環境は少子高齢化や人口減少、マイカー等との競合などバス利用者数の確保が非常に困難な状況が続き、さらに近年では、新型コロナウイルス感染症拡大による新たな生活様式の定着により移動需要自体が減少したため、収入面において、極めてきびしい事業運営となっております。

他方、バス運転士を中心とする人件費や燃料費は増加傾向であり、また、最優先事項である安全対策のための投資、定期的な車両代替・利便性向上策・環境対策等のコストも同様に増加傾向となっており、収入面の苦境と併せて事業経営を圧迫してきております。

しかしながら、このような事業環境であっても、公共交通としての弊社バス事業を、今後も安全かつ安定的に継続していく必要があり、そのための施策の一つとして、今般、上限運賃の変更を申請いたしました。